平成２８年（フ）第１７４号
静岡県富士市大淵2325番地の１
債務者　瀧　　寛夫
１　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７１号
兵庫県加東市上滝野2020番地
債務者　岸本　　忠
１　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２６６号
奈良県生駒市壱分町1173番地１　中井マンション206
債務者　辰己　正弘
１　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５５７号
広島市南区宇品西３丁目５番24号
債務者　上村　潤史
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８号
香川県高松市西宝町３丁目６番25号　ＭＫマンション405号
債務者　宮宇地勇樹
１　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８３号
香川県高松市郷東町５番地14　第２オリエントハイツ401
債務者　室津　美穂（旧姓大西）
１　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１３号
香川県綾歌郡綾川町陶3693番地２
債務者　橋本　麻衣
１　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９４号
香川県丸亀市津森町497番地
債務者　谷井　博文
１　決定年月日時　平成28年９月28日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第４６号
福島県いわき市平上荒川字桜町46番地の１
メゾン上荒川３－208
債務者　坂本　　浩
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第４７号
福島県いわき市内郷御厩町下宿104番地
債務者　藤田　千尋
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第７３３号
千葉市緑区土気町1620番地21　エステ・ヒルズ千葉東Ⅵ棟509号
債務者　坂上香津恵
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７６９号
千葉市若葉区千城台北３丁目３番10号　シティハイムチシロ101号
債務者　原田里映子
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８２５号
千葉県市川市香取２丁目４番５号　（ハイツエバニウムⅠ－203号）
債務者　虎山フルグーラ
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８５５号
千葉市緑区おゆみ野６丁目11番地１　ツインエステートＥ－102号
債務者　柴崎　恵子
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８７５号
千葉県習志野市実籾１丁目13番26号
債務者　木下　秀樹
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８１号
千葉県市川市相之川１丁目９番29号（ＹＴＭハイムＢ棟102号）
債務者　椿　　利代（旧姓奥瀬）
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８２号
千葉県船橋市中野木２丁目31番１号　コーポアメニティー103号
債務者　谷口　浩子
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係